

平成 29 年 3 月 13 日

平成 28 年度総合セキュリティ対策会議（第 4 回）

発言要旨

1. 開会

2. 平成 28 年度総合セキュリティ対策会議報告書（案）「コミュニティサイトに起因する児童被害防止のための官民連携の推進」

【事務局から、平成 28 年度総合セキュリティ対策会議報告書（案）「コミュニティサイトに起因する児童被害防止のための官民連携の推進」について説明】

3. 質疑応答

○（委員） 2 ページ目の最初のパラグラフの「私たちには」の「私たち」というのは、どこを指すのか。次のパラグラフには、「平成 28 年度総合セキュリティ対策会議では」という記載があることから、「私たちには」というのは、我々委員のことではないかと思う。一方で、警察庁としては、パーソナルな「たち」として大人全員がこうした気持ちでやっていくべきだという趣旨であれば、それはそれでいいと思うが、この「私たちには」というのは、何を指すかというのが質問である。

また、デジタル社会が進展する中でのイノベーションについて、プラスの部分を報告書に入れながら、今回のコミュニティサイトの問題という流れで、最初の 1 ページ目に反映されているところは賛成である。その中で、「インターネット」という言葉は個人的に狭い印象を受ける。警察庁の報告や EMA の報告では、「ネット社会」や「デジタル社会」という言葉を用いているが、「インターネット」は若干狭い印象がある。

○（事務局） 「私たち」について、気持ちとしては、大人という意味で書いている。

○（委員長） 今までの報告書で、主語が出てくることはあまりなかったかも知れない。委員の御趣旨としては、「私たちには」というのが、少し曖昧だと

いう意味も込めていらっしゃるのか。

○（委員） そのとおり。委員長がおっしゃったとおり、今まで報告書は割と硬いものが多かったため、そうした中で少し柔らかくなつたという点はよいと思う。硬くいくのであれば、「今回の委員会では援助交際を誘因するなど、無数の不適切な書き込み」と記載する方法もあると思う。どちらの表現もありだと思う。

○（委員長） 趣旨は、どちらにしても変わらないと思う。もう一つの「インターネット」という言葉の使い方、ネットワークの関係をどうとるか。委員の御趣旨は、これでは狭過ぎるという感じで、直したほうがいいという御趣旨か。

○（委員） A I や I o T 、サイバーセキュリティ、アベノミクスなど、安倍総理も 2020 年までに A I 、 I o T で 600 兆円の G D P と言っている中で、今年になってから非常に大きな話が来ている。こうした中で、インターネットというのは、基盤の 1 つであることから、デジタル社会とリアルな社会のすみ分けもあるかと思うが、「インターネット」という言葉が、若干狭い。今回の問題はコミュニティサイトであることから、ツールとしては、スマートフォンとインターネットの 2 つのツールだけではあるが、スマートフォンのインターネットを超えたデジタル社会という中での大きい問題ではないかと思う。

ネット社会での問題、デジタル社会での問題という話もあり、問題はインターネットだけで起きているものではないという中で、あえて文言を修正するとするならば、最初の行で、「スマートフォンなどのインターネット接続機器が昨今進展するデジタル世界の中で、さまざまなプラス面が起きる中」というような 1 文を入れて、その中でスマートフォンが普及する中、様々なアプリがあり、児童がしたものを使ってコミュニティサイトを利用する云々という書き方もあるかと思う。

○（委員長） 今、社会全体が I o T でいろいろなものが広がっていき、 A I の重要性も高まっている。今回の着眼点は、現に青少年が T w i t t e r 等で被害に遭っている状況を何とかしなければいけないというところが核にある。全体の中で、こうしたのも見据えて議論しているというニュアンスは出したほうがいいという御指摘はごもっともだが、あまり I o T と言ってしまうと、

具体的にはどういう問題につながるかがばやけてしまうかなという感じもする。

○（委員） 私もごもっともな指摘だと思う。まず、2つ目の「インターネットは」というところは、不可欠な社会基盤というところにつながっている話だと思う。そういう意味では、ここはそのままでもよろしいのではないか。

それから、確かに「私たちには」というところについては、これまでの総セクの報告書には、こういった表現はなかったと思う。これは単純に取るという方でよろしいかなと思った。

○（委員） 2点ある。1つが11ページである。「警察との連携」の部分で、最後の「その際」というところは、前回申し上げた意見を反映していただき、ありがたいと思っている。ただ、順番として、最後に「理解されにくい可能性がある」で文が終わってしまうと、ちょっと後ろ向きな印象を与えるので、この部分を2番目あたりに記載し、そういうことも踏まえつつ訴えていくという感じで締めくくると、前向きな感じが出るのではと思う。少し順番を変えることを考えていただければと思う。

もう一つは、「今後の方向性」のところだが、1の主体的な取組の推進が重要だということはよく理解できる。ここに入ってくれない事業者をどうするかが大切だというところで、2や3が入ってくるのではないかと思う。最後の14ページで、「海外に本拠を置く事業者も含め、主体的に対策を講じていくことが求められる」との記載があり、まさにそのとおりであるが、そのような対策を講じてくれない事業者がいることが問題だと思う。そうした意味で言うと、2や3について、1のように自ら対策をしてくれない事業者に対して、特にこういうことが必要だという趣旨が入ると、1、2、3が有機的に連携すると思うので、少しそのニュアンスを盛り込んでいただければと思う。

○（委員長） 「理解されにくい可能性がある」と、消極的に終わってしまうと、この報告書の方向性が見えない、弱くなるという趣旨か。段落を入れ替えるのは難しいが、対策を訴えていくとか、前に進めていく必要があるという終わり方に直させていただくということは可能だと思う。

全体としては、6ページで、具体的な取組の成果として、①ディー・エヌ・エー、②グリー、③LINEについて記載しており、それに対して、まだ不十分なところもあるが、「主体的に対策を講じていくことが求められる」という部

分にもう一步踏み込んで、具体的にこうすべきであると、報告書において書けるのかというか、官民連携を謳う中でどこまで書くのがいいのか。

○（事務局） 1のところは、協議会はいわば積極的な事業者の集まりなので、そこで改善されるとして、そうではない事業者について、2や3の対策をとっていく必要性が高いという御趣旨だと思う。こうした内容であれば、2のあたりにそういう文言を入れるなどの工夫の仕方はあると思う。

○（委員） 12ページの「携帯電話事業者が」という部分の年齢情報の活用に関して。5行目で、「年齢情報に関して、「導入に当たってのコスト、情報セキュリティに係るリスク等が支障となり」とある。コストに関しては、3キャリアそれぞれと、他のキャリアと一緒に検討していきたいと思う。

「情報セキュリティ」については、今はネット上に多様なリスクがあることから、当然ながら、何らかの情報セキュリティの対策はしていかなければいけないという認識でいる。

また、「利用者が児童である端末を正確に把握するための取組」とある。実際、ドコモなどでは、契約者に加え、利用されている方の確認まで店頭でとっている。「利用者が児童であることを確認する取組が進められている」といった表記に変更いただければと思う。

○（事務局） まず、前者の情報セキュリティに係るリスクに関して、事前に携帯電話事業者3社の方にお伺いしたところ、他の事業者の方から、情報セキュリティに対する対策が十分でなくて、年齢情報を提供できないことが懸念されるという話があったため書いたものである。もし、業界としてそんな懸念はないということであれば、特にこだわるところではない。

後者については、議員立法として、青少年インターネット環境整備法の改正が議論されている。この改正案の中で、携帯電話事業者に対して、携帯電話端末の使用者が18歳未満であるかどうかの確認を義務付けるという内容を盛り込むということが議論されている。それは、裏を返すと、実態として、そこまでの徹底がされていないという問題意識があるからと考え、こういった記載にしている。

○（委員） 他のキャリアの状況に関して細かいところまでは我々も把握していないため、それが「支障」であると今の段階で言い切ることは、判断がで

きない。

○（委員長） 委員としては、やはり情報セキュリティにかかるリスクが支障になっているという記載は、実態と少し違うのではないかという思いを持っているのだろう。

○（委員） 何らかのレベルの情報セキュリティ対策はせざるを得ないため、各社そのレベルが少し違うといった状況はあるかと思う。いずれにしても、コスト的にも、利用いただくという意味でも、使いやすいものにしていくよう、以後他のキャリアと検討していきたいと思う。

○（事務局） やはりこの部分について懸念があるということであれば、この部分は削除ということで対応させていただきたいと思う。

○（委員長） もう一つの年齢の問題は、全体の流れとして、やはりきっちり確認する方向で動かそうとしている意味も込めてているのだと思う。

○（委員） 保護者の携帯電話を子供が使用したり、といったところまで、キャリアも把握できない。誰がメインで使っているかは、基本は窓口で確認をとっていると認識されているか。

○（事務局） そのとおり。

○（委員） 「児童」は文部科学省等、教育の分野では小学生を指す。警察の場合の「児童」は18歳未満という理解でよろしいか。

○（事務局） そのとおり。

○（委員） 自画撮りの被害等、小学生の問題が今非常に大きくなってきて いる。だから、18歳未満かどうかというよりも、小学生等低年齢への対応が必要だと考えている。小学生等、低年齢層への対応は、キャリアの中でも分かれているかと思うが、現状はどうなっているのか御教示願いたい。

○（委員） 他キャリアの対応状況は把握していない。今後どう対応するかという点については持ち帰らせてもらいたい。

○（委員長） 報告書の段階としては、児童はより広い概念で使うということをまとめたいと思う。

○（委員代理） 12ページの後半の「サイバー防犯ボランティアの活性化」というところに、学生の協力、あるいはこれからは社会人の方も推進していくと記載がある。それだけ重要であれば、ボランティアではなくて、きちんと予

算措置をして行ったほうが、永続性の担保といった観点からもよろしいのではないか。また、竹内委員の御発表の中にもあった支援の在り方について、持ち出しでやっている部分もあると伺っているが、機器とセキュリティの問題、また、こういった活動は一定程度、精神的負担がかかってくるものである。各社いろいろ対応しているが、そういった違法有害情報にずっと触れていると、精神上、大丈夫なのかという懸念も欧米の研究ではある。活性化していくに当たっては、物心両面の支援が大事になってくるのではないか。

また、インターネット・ホットラインセンターも、こういった事業をずっとやっていることから、推進していくに当たっては、一緒にやっていける面もあるかと思う。そういったインターネット・ホットラインセンターとの連携といった部分も記載いただけだと、より良いのではないかと思う。

また、熊本の方では、震災前後のときに、サイバー防犯ボランティアの方が、活動のテレビ取材を受けて、ネット民から攻撃されたことがあった。サイバー防犯ボランティアは、実際に人の食べ物がどうにかなるとか、住むところがないという忙しいときに、ネットのことにかまけていいのかという批判で、ボランティアの人の映像がネットにさらされるなどして、その方の気持ちが少し参ってしまったという報道も見かけたことがある。そういう面も、拡大していくに当たっては注意して推進していく必要があるのではないかと思う。

○（事務局） 例えは、ボランティアを常勤職員にするというのは、いろいろな問題があつて難しいが、2点目のインターネット・ホットラインセンターとの連携については、具体的にどういうイメージの記載をしたいということか。

○（委員代理） 実際にボランティアの方と話す機会があり、インターネット・ホットラインセンターではこういったこともやっているといった説明をした際に、初めて聞く話だというような雰囲気であり、まだまだコミュニケーションがうまくいっていないところもあるように思った。インターネット・ホットラインセンターにもサポートできるところが何かあるのではないかという点と、情報の探し方といった具体的なアドバイスもできると思う。

児童ポルノのブロッキングをやっているICSAもそうだが、定期的に臨床心理士の方に見ていただいて、心が参っていないかといったサポートをやっていることから、具体的な精神的ケアのやり方についてもアドバイスできる点が

あるのではないかと考えている。

○（委員長） 今までなかったボランティア活動をもう一步前に進めようというのを発信しようとする報告書ではある。御指摘いただいたように、ホットラインセンターとも無関係ではないため、連携もということを一言入れるのはいいが、それが具体的にどう絡むべきかというところまでは本会議において議論していない。あまり議論していないが、将来の発展のために継ぎ手は出しておくということは大事だと思う。修正していただければありがたい。

○（委員） 11ページ下段の「その他関係者との連携」のところで、携帯電話事業者、フィルタリング事業者、第三者審査機関という形で連携を強化する旨の記載をしていただいており、フィルタリングやそれに類する青少年保護について検討を強化していくまでの連携と理解している。「警察との連携」の中にある「具体的検挙事例等に関する情報を可能な限り協議会に提供する」というところで、フィルタリングの検討においても、検討事例等、具体的な情報を持って、有効な情報、タイムリーな情報をフィルタリング事業者、携帯電話事業者、第三者機関が共有して、タイムリーに連携できるような強化について御検討いただけたらと思う。

○（委員長） 当然、もともとフィルタリングの方々との情報共有で、それを有効に使うというのもあるが、それを1文、もう少し強めに書いたほうがいいということか。

○（委員） そのとおり。連携を強化というところで、情報連携という具体的な記載をほんの少しだけでも加えていただければと思う。

○（委員） 10ページの「イ 協議会の役割」の中に、「その際、既存の対策にとどまらず、AIを活用した」という記載がある。これは我々も行っていて、調査をし、新しい技術を使い、早期にテイクダウンしていくという話はしている。ウに「警察との連携」とあるが、「具体的検挙事例等に関する情報を可能な限り」という部分が今後やっていくためのキーになりそうなので、警察の積極的なコミット、意気込みを書いていただけると、我々としてもより一層気合が入る。

○（事務局） 「具体的検挙事例等に関する情報を可能な限り協議会に提供する」という今の書きぶりは、結構前向き感を出したつもりである。「可能な限

り」というところで、もちろん出せない情報はあるが、なるべく出せるところは協議会の趣旨に鑑みて出していこうということである。

○（委員） 「第4章 今後の方向性」の最後のページに、今年度の報告書として、最も言いたかったところを簡潔に数行、「最後に」という趣旨で記載してはどうか。

私自身は、今年度の報告書の中で特に言いたいところとしては、コミュニケーションサイトに起因する児童の被害防止のためという観点で、どこかが欠けてしまうと、弱いところが悪用されてしまうという点であると思う。その点として、海外事業者の例などもあるかと思っている。その結果として、弱いところが狙われて、児童の被害が今後も続いていくという結果が想定される。その辺を簡潔にまとめていただいて、最後のまとめにしてはどうかと考えている。

○（委員長） 御指摘の部分はもちろん中に入っているわけだが、最後にもう一回出して、強調すべきであるという趣旨か。

○（委員） はい。締めの部分と、特に今回、今年度の指摘の中では、言いたいところは、やはりその辺にあるのではないかと思っている。再掲になるかもしれないが、簡潔に触れてもよろしいかなと。

○（委員長） こうした報告書で最後のところをアピールするには、繰り返すというのも1つの強調の仕方だと思う。いろいろな業種が努力されているけれども、結局弱いところが突かれて、セキュリティホールのようなものになってしまう。それが被害につながらないようにするために、そこだけをたたけばということではないが、やはり弱いところはなくしていかなければいけないというメッセージは、最後にもう一回書く。委員御指摘の海外とのつながりも、ニュアンスとして入れながらまとめる。もう一回つけ加えるという感じになろうかと思うが、それは意味があるのだと思う。委員の御指摘のように修文を加えさせていただいて、報告書にしたいと思う。

○（委員） 2点申し上げる。まず1つは、協議会の設立の必要性を強く感じており、有効に機能して欲しいと思っている。「協議会へは『被害の多い10社程度』など明記した方が良い」と当初は思っていたが、報告書にそぐわないと思うので、そこまでは求めないことにした。しかし、担当者も代わっていくこともあるし、何かの形で有効に機能していくような形を残していただきたい

いという思いはある。そのため、海外の事業者等も参加せざるを得ないような、ある程度の強制力を持って、この協議会を位置づけてほしいとは思っている。

もう一点、これも修正意見ではないが、先ほど少し出ていたボランティアのことについて。この種のボランティアを行う際、多くの学生が「心が病む」「日々、性的な書き込み等を見ているだけでしんどくなる」と言う。

また、かなりの時間拘束するため、それをボランティアでやらせるというのは難しい。金銭的な支援含めて、別の形を考えないといけないと思う。さらに、実際のボランティアに活動させようと思うと、彼らへの情報提供、研修等が必要である。そういう部分をシステム化、マニュアル化していく必要がある。

○（委員） 実効力、実際にどうやって結果を出すのかが非常に重要なのはないかと思っている。報告書にはそぐわないで書かないということなのかもしぬないが、本会議の主目的としてはTwitterをどのようにして動かしていくかが非常に重要だと思う。

グリー、ディー・エヌ・エー、LINEといった会社については、警察やPTAといった関係者とコミュニケーションをする中で課題を認識し、十分でないところがあるとはいえ、何らかのアクションにつなげることができたと思う。Twitterの場合は、担当の方、またマネジメントの方に社会としての問題認識がしっかりと伝わっているのか疑問である。私が同じ立場で、当社のことを書いたような報告書が出るならば、その報告書を使ってマネジメントを説得することができると思う。ここまで書かれて、問題だと。今回、Twitterの日本の担当の方は本社に対して課題意識をきちんと伝えて、動かすことができているのか懸念している。Twitter本社に対して警察として、日本として、報告書等を通じてきちんとメッセージを伝える必要があると考えている。

○（委員長） 単純に北風政策はダメで、太陽政策でいけばいいということを言っている訳ではなくて、見方によっては、各社が並んでいて、Twitterだけぼんと上がっているものがるのは、ある意味でものすごく北風ともとれる。いろいろな政策は、もちろんやってみないと効果が分からぬところはあるが、警察庁の局長の検討会で、こういう文書が出るということの重みはそれなりにある。ただ、海外の企業でどういう反応をするかというのは、日

本の企業とはまた違うのではないか。それもおっしゃるとおりなのかもしれないし、それでどうしようもなければ、また考える。

○（委員）　　これまでも、継続的にアラートを上げてきたのではないか。

○（事務局）　既に過去2回ぐらいの児童被害の数字の発表のときには、各社とも「Twitter」という言葉を出して報道しており、大分強いトーンで、報道されている。児童被害の現状は御存知のとおりこういった状況だが、Twitterの方は委員の1人でもあることから、もちろん、この報告書をお届けはするし、また、協議会ができたときも、当然のことながら、Twitterを構成員に招待したいと考えている。ただ、強制するわけにはいかない。

○（委員）　　担当者のKPIに設定されないと動かないと思う。そのKPIを決定するのは上司な訳だから、その人間から、あなたのKPIはこれなので、これを今年きちんと達成しましょうということで落とさないと動かないと思う。

○（事務局）　この報告書が、Twitterの中でどういった影響を持つのか、あまり変わらないということであれば、別の伝え方をしなければいけないという御指摘だと思うので、それは承知した。

○（委員）　　インターネットを安全に多岐にわたって御利用いただけるような形で提供していきたいというのは、我々の会員であるISP等も同じ気持ちでいる。このような取組を積極的にやられている事業者の方々のように、そうではない方々を、どのようにして取り込んでいくかというのは、非常に大事なことと思う。そうは言っても、「いいからやれよ」と言ったところでやるような人だったら、そんなことまでならなくてもやっているのではないかということで、その対応は、簡単な話ではないというのは、おっしゃるとおりだと思う。

我々は、どちらかというと、今までこういった人の犯罪につながるような事案ではなく、インターネットバンキングで人の金をせしめるとか、各サイトをDoS攻撃し、商売をできなくなるとか、通信を悪用したり、止めたりして、大きなパニックを起こすといったことをやっている者たちに、どう対応していくのかという視点で、必要な対策を講じ、その安全の確保等に御協力をさせていただいている。コミュニティサイトの部分に関しては、何となく分かっていたが、これほどまで児童犯罪につながっていて、ある意味、我々が見ているところよりも、レイヤーの高いところもとても大変なことになっていてその対応

も非常に重要なのだと改めて認識させていただいた。

別の話だが、今回、マルウェアの感染ユーザーに対して、警察庁及び会員 I S P 等と連携し、大規模な注意喚起を行う取組を検討させていただいている最中である。このような取組と本会議で議論してきたコミュニティサイトの取組等を連携させ、総合的な取組を実施することで、安心安全に利用できるよりよいインターネットを日本が海外を牽引して作っていくために、ぜひとも頑張っていきたいと、改めて感じた次第である。

そういう面では、我々も少し知識不足なところがあり、また、コミュニティ事業者の方々と接点を持って積極的に議論する場があまりないのが実態だと認識している。このようなインターネット全体を見て取り組んでいくための知見等について、今後も得られるように、皆さんとは引き続き、御協力や御相談をさせていただきたいと思う。このような議論の場に参加する機会を今年はいただき、非常に勉強になった。

○(委員) 先ほど、弱いところにどんどん入ってくるという話があったが、最近は、Twitterをフィルタリングしている子供も、Yahoo!のリアルタイム検索といったところからTwitterの中身を見る事ができるということもあり、もちろんTwitterの中身も問題だが、Twitterだけをフィルタリングしても、他のところから検索して入ってくることもある。やはり大本のところを絶つていかないといけないのでないかなという気がした。

それから、サイバー防犯ボランティアを活性化するに当たり最前線になっているのが県警である。それを束ねている警察庁の役割は、非常に大きいのではないかと思う。県警が一生懸命やっているところに関しては、それぞれの大学もできるだけ協力しようという姿勢がある。

○(委員) 被害児童を増やさないよう、様々なインターネット企業を私たちが巻き込みながら、しっかりと被害児童を減らしていくような取組を継続していきたいと思った。

また、ディー・エヌ・エーでは、子供たちへ向けての啓発活動の機会がたくさんある。様々なサイトで被害児童が発生しているため、こうした使い方は良いところもあるが、こういった使い方は危ない、ということを、啓発活動を通

じてしっかりと伝えて、子供たちに正しく安全に使ってもらう必要性を非常に強く感じた。啓発活動の内容についても、直近の動向を踏まえ改善をしていきたいと思った。

○（委員） 前回からずっと、ここにいらっしゃる方々の思いはほぼ一緒に、アウトサイダーを規制しないとどうしようもないということを、それぞれ微妙にニュアンスは違うけれども、言わわれているのだと思う。

ただ、総合セキュリティ対策会議という会議の構成と位置づけから、どこまでできるかということも考えなければいけない。

もう一つは、総合セキュリティ対策会議は、毎年テーマを変えているものの、別に同じことをまたやってはいけないというルールもないし、似たようなテーマをやったこともあることから、今年の効果を見て、それでもということであれば、先ほど来の各委員の御意見を踏まえて、主たるテーマになるか、従たるテーマになるかは分からぬが、継続的に同じようなテーマを取り上げて、さて、アウトサイダーはどうしましょうかという議論をしてもいいのではないかと思う。

○（委員） 一連の御議論を伺っていて、子供の世界が、本当に大きく変わっていることを改めて認識した。極端な言い方をすれば、構造変化を起こしていると言ってもよいくらい、大きな変化を起こしている。そのことを、親も含めて、周囲がなかなか理解しきれていない。その変化を分かっているのは、子供自身と、悪いことをしようとする人たちだけで、その周りが追いついていないという状況が、恐らくあるのだろう。だから、そのような新しい変革、変化がある中で何ができるのかということが問題となる。どうしても1つ1つモグラたたき的な対応になってしまふかもしれないが、報告書としては、具体的なサンプルが必要になってくる。先ほど、「インターネット」というのは、ネット社会全体を指すのかという話があった。報告書では、「インターネット」という意味だと思うが、その背後で、どうしても法律をやっていると、通信の秘密やプライバシー概念という話が気になってくるのだが、これも、社会の変化に伴い、新しい内容のものが出てきている。

少し話が逸れるが、そもそもプライバシー概念自体が、イエロージャーナリズムのようなものが20世紀初頭に出てきたことにより生み出された。もちろ

ん、ジャーナリズム自体は、プラスの面もある。その中で、では、どこで弊害とのバランスをとっていくのか、が問われる。そして、20世紀中葉になり、情報化社会になってきて、情報プライバシー権という新しい考え方が出てきた。片方で、情報をしっかりと管理していただかなければいけないわけだが、情報化で、それまで得られなかつたメリットもあった。これと全く同じ構造だと思う。インターネットという新しいツールが出てきて、片方では、これほど利便性に富んでいるものはないということで技術が進展し、利用者も増えているわけだが、必ず影の部分が出てくる。その影の部分に人々が、あるいは社会が気付けば、考え方も変わってくるということなのだろう。今回の検討は、そのための取組の一部なのだろうと考えている。

○（委員長） 警察庁の局の会議で厳しいことを書くと、サンクションとして効果が出過ぎてしまう。だから、謙抑的にやらなければいけない。刑法の世界などは、常に禁欲主義が大事である。行き過ぎは何よりまずい。サンクションというのは、マイナスが大き過ぎると言うが、これで被害を受けた青少年の心の傷がどれだけ重いものと考えるか。常に、やり過ぎはいけないという面と、被害者がいて、やらなければそのマイナスをどう責任とるかということを、突きつけられてはいる。その答えとして、報告書を素直に見れば、読み方によつては、正面からTwittterは何をやっているのだという報告書になつてゐる。これによって、マスコミがどういう反応をして、どういうことが出てくるかは分からぬ。これだけ深刻な被害の問題があり、これだけのものを出して、それでも動かなかつたら、もう一回きっちりチェックするということがないと、やはり被害者の側に対して無責任だと思う。

情報技術犯罪対策課は継続していくし、生活安全局は警察庁のサイバーの問題を中心になってやっているわけだから、この問題に関して報告書が出た後のフォローアップもきっちりやっていただきたい。報告書に関しては、先ほどの御意見を全部入れ込むということを前提に、今回お示ししたものプラス修正文で採決いただきたい。（委員から異議なしとの発言あり）

4. 生活安全局長挨拶

○（生活安全局長） 本日は、前田委員長をはじめ、委員の皆様方、年度末

の大変御多忙な折、第4回総合セキュリティ対策会議に御出席いただきましてありがとうございました。

昨年12月14日の第1回の会議以来、コミュニティサイトに起因する児童被害防止のための官民連携のあり方というテーマで、コミュニティサイトに起因する児童被害の防止に向けて、官民双方が抱える課題、対策について、大変活発な御議論を頂戴した。

各回の御議論を通じ、コミュニティサイトに起因する児童被害、このテーマに対する警察及びコミュニティサイト事業者における取組と課題、事業者間連携の強化方策、そしてサイバー防犯ボランティアの活用方策などについて、非常に貴重な御意見、御発表を賜った。

これを踏まえ、今後の官民連携のあり方について、今、委員長からのお話にありました、本日いただいた御意見をきちっと入れさせていただくという形で、今回の報告書としてお取りまとめいただく運びになりましたことを、大変重く受けとめている。

今後は、この報告書の内容、御提言を踏まえ、官民で連携したコミュニティサイトに起因する児童被害防止に向け、いかなる措置を講じていくことができるか、関係する皆様方とともに、より実務的、具体的に検討を行っていく必要があると考えているところである。警察庁として、しっかりと取り組んでまいりたいと思う。

前田委員長をはじめ委員の皆様方のお力により、充実した御議論が行われたことに対して御礼を申し上げるとともに、今後とも引き続きの御支援、御協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げ、会議の締めくくりに当たっての私の挨拶とさせていただく。

5. 閉会